

各 所 属 長 様

人 事 課 長
職員健康支援課長

職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）

本県職員について新型コロナウイルスに関連した感染症の症例が確認されました。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」（令和2年3月2日付人第1089号通知）により、その対応について周知したところです。

各所属長におかれては、職員の体調把握に努めるとともに、改めて人第1089号通知について所属職員に周知し、適切な対応をとられるようお願いいたします。対応に当たっては、以下の点に御留意ください。

また、各課所が関係する指定管理者や業務委託先等に対し、感染拡大防止のため、この通知を参考に職員・社員の健康管理に留意することについて依頼するようお願いいたします。

記

- (1) **風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は出勤の自粛を徹底すること。【交通途絶休暇】**

また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に所属に連絡すること。

- (2) **風邪症状のある親族等と同居または長時間の接触があった場合は、出勤を自粛すること。【交通途絶休暇】**

また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤すること。

- (3) 所属においては上記を踏まえ、出勤を自粛している職員の状況把握に努めるとともに、体調不良時の対応について繰り返し全職員に周知し徹底を図ること。（別添「体調不良時の健康把握票」を活用）

(服 務) 人事課管理担当 2437

(健康管理) 職員健康支援課 健康管理担当 2454

新型コロナウイルスに関連した患者の発生 知事訓示（3月5日）

- 本日、県内の衛生研究所の検査により、新たに新型コロナウイルスに感染している方が2名判明した。
- 本県においては、5、6例目となり、武漢市からのチャーター便帰国者以外では初めてとなるヒトーヒト感染のケースである。
- 本県でも新たなフェーズへの移行が始まったと考えられる。
- この件に関する濃厚接触者の把握を含めた積極的疫学調査を確実に行っていく。
- 県民の皆様への情報提供に当たっては、正確で分かりやすい内容の発信により一層努められたい。
- 職員の感染防止についても一層徹底を図られたい。
- 発熱がある場合、仕事を休ませ決して出勤させないこと。
- 今後も、県庁ワンチームで新型コロナウイルス感染症対策にしっかり取り組んでいただきたい。